

第 92 号

熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和8年2月17日提出

熊本県知事 木村 敬

熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和29年熊本県条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表第15号作業の項を次のように改める。

第15号作業	夜間特殊業務作業（正規の勤務時間による勤務の全部又は一部が夜間（午後10時から翌日の午前5時までをいう。以下この項において同じ。）において行われる業務に従事する作業をいう。）	その勤務時間が夜間の全部を含む勤務である場合 1回につき 1,100円 その勤務時間が夜間の一部を含む勤務である場合 1回につき 730円（夜間における勤務時間が2時間に満たない場合にあっては、410円）
--------	---	---

別表に次のように加える。

第29号作業	海外犯罪情報収集作業（日本国外における犯罪の捜査に関する情報収集業務で人事委員会の定めるものをいう。）	1日につき 1,100円
--------	---	--------------

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（提案理由）

警察職員の特殊勤務手当の額等を見直す必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。